

令和元年5月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うちライター(使い切り型)1件、ACアダプター(楽器用)1件、調理用具(ステンレス製)1件、ノートパソコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 鈴木、柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900101	平成30年11月17日	令和元年5月15日	ガスこんろ(都市ガス用)	KG-22	リンナイ株式会社	CO中毒 軽症1名	宿泊施設で当該製品を使用後、体調が悪くなり、1名が病院で一酸化炭素中毒と診断された。現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品 平成31年2月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月8日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900098	平成31年3月26日	令和元年5月14日	ライター(使い切り型)	重傷1名	当該製品を点火したところ、当該製品から炎が上がり、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月9日
A201900099	平成31年4月11日	令和元年5月14日	ACアダプター(楽器用)	火災	幼稚園で当該製品に楽器を接続して使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月8日
A201900100	平成31年4月6日	令和元年5月15日	調理用具(ステンレス製)	重傷1名	当該製品を洗っていたところ、左手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月6日
A201900102	平成31年4月22日	令和元年5月15日	ノートパソコン	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和元年5月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし